

建設工事の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格について

町では、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、平成31年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

(平成31年4月1日以降の入札公告又は指名通知の案件に適用します。)

記

1 建設工事に係る入札における最低制限価格について

消費税と地方消費税とを合わせた税率を8%から10%へ改正する。

(対象) 2, 500万円未満の建設工事

(改正後の算定方法)

最低制限価格は、次に掲げる額の合計額に消費税(10%)を加算した額とします。ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- (1) 直接工事費の97%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の90%の額
- (4) 一般管理費の55%の額

2 建設工事に係る入札における低入札価格調査基準価格について

消費税と地方消費税とを合わせた税率を8%から10%へ改正する。

(対象) 2, 500万円以上の建設工事

(改正後の算定方法)

低入札価格調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に消費税(10%)を加算した額とします。ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- (1) 直接工事費の97%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の90%の額
- (4) 一般管理費の55%の額